

奈良県農業総合センター分析手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第七十五号

奈良県農業総合センター分析手数料条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県農業総合センター分析手数料条例施行規則（昭和三十一年十月奈良県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良県農業研究開発センター分析手数料条例施行規則

第一条中「奈良県農業総合センター」を「奈良県農業研究開発センター」に改める。

第二条中「奈良県農業総合センター分析手数料条例」を「奈良県農業研究開発センター分析手数料条例」に改める。

第三条中「奈良県農業総合センター所長」を「奈良県農業研究開発センター所長」に改める。

第二号様式中「奈良県農業総合センター所長」を「奈良県農業研究開発センター所長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。